通所介護・第一号通所事業 重要事項説明書

コミュニティガーデンとうかいは、利用者に対して、指定通所介護事業、第一号通所事業サービスを提供致します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上の注意事項等をご案内致します。コミュニティガーデンとうかいのご利用は、原則として介護保険の認定をされた方が対象となります。

目次

1. 苦情、相談受付窓口
2. サービスの第三者評価の実施状況
3. 事業所の概要
4. 居室の概要
5. 営業日及び営業時間
6. 職員配置状況
7. サービス内容
8. ご利用料金・加算内容
9. キャンセル料
10. お支払いについて
11. プール利用にあたっての禁忌事項
12. 事故発生時の対応
13. 緊急時の対応について
14. サービス向上の為の取り組みと身体拘束について
15. 虐待防止について
16. 非常災害対策
17. 感染症対策
18. 面会・設備器具等の留意事項
19. 利用にあたっての留意事項
20. ハラスメント防止
21. 特記事項・留意事項
22. 広報活動に関する留意事項

施設経営法人

（1）法人名　　株式会社ケアレジデンス

（2）法人所在地 茨城県水戸市大塚町 1661 番地

（3）代表者氏名 代表取締役 大久保 泰子

（4）設立年月日 昭和 59 年 10 月 1 日

1. 苦情・相談受付窓口

電　話　　029-306-1901
担　当　　寺沼　仁貴、宮本　直美
その他　　茨城県国民健康保険団体連合会(029-301-1565)
東海村役場　福祉部　保険課介護保険(029-282-1711)

2. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1　あり	実施年月日		
		評価機関名称		
		結果の開示	1　あり	2　なし
	(2) なし			

3. 事業所の概要

事業所の種類	指定通所介護・指定第一号通所事業 指定番号　0873301246
事業所の名称	コミュニティガーデンとうかい
定　員	180 名
事業所の所在地	〒319-1111　那珂郡東海村舟石川 607-68
電話番号	029-306-1901
管理者	中根　三枝子
サービス実施地域	東海村、那珂市、ひたちなか市、日立市、常陸太田市、水戸市

4. 居室の概要

当事業所は、以下の居室・設備をご用意しています。

食堂	2 室	機能訓練室	2 室
相談室	2 室	娯楽室	2 室
厨房	1 室	静養室	1 室

5．営業日及び営業時間

営業日	月曜日 ～ 土曜日
休日	日曜日(ただし、イベント開催時は営業)
サービス提供時間	午前 9:00 ～ 午後 4:00
サービス提供場所	那珂郡東海村舟石川 607－68
受付時間	月曜日 ～ 土曜日 午前 8:30 ～ 午後 5:30
サービス内容	（介護保険給付内サービス） 必要な日常生活上のお世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助

6．職員の配置状況

職 種 及 び 職 務 内 容	専 従	兼 務
1．管理者 事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。		1 以上
2．生活相談員 通所介護等の利用申込にかかる調整、通所介護計画等の作成を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。	1 以上	1 以上
3．介護職員 利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。	34 以上	1 以上
4．看護職員 利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の看護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。	1 以上	
5．機能訓練指導員 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。	1 以上	

※ 指定基準：利用定員 180 名に対しての必要配置人数

7. サービス内容

① 健康管理

管理者、生活相談員、看護職員を中心に利用者の健康管理を行います。

② 入浴

利用者の身体状況に合わせ、一般浴槽または機械浴槽で実施します。

③ 排泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

個別計画を立て、利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、または減退を防止する為の機能訓練を行います。

⑤ 食事

利用者ごとに摂食、嚥下機能に着目した食事形態に配慮して提供致します。

8. 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、それぞれの負担割合に応じた料金となります。介護保険給付の限度額を超えた利用は、全額自己負担となります。

（１）利用料（単位）

サービス種別	要介護度	利用時間	保険給付サービス基本料金		
			１割負担	２割負担	３割負担
第一号通所事業（総合事業）	事業対象者 東海村、水戸市、城里町 （1～4 回/月）	３時間以上～８時間未満	４３６/回	８７２/回	１，３０８/回
	事業対象者 東海村、水戸市、城里町 （5～8 回/月）		４４７/回	８９４/回	１，３４１/回
	要支援１事業対象者		１，７９８/月	３，５９６/月	５，３９４/月
	要支援２事業対象者		３，６２１/月	７，２４２/月	１０，８６３/月
介護給付	要介護１	３時間以上～４時間未満	３４５/日	６９０/日	１，０３５/日
	要介護２		３９５/日	７９０/日	１，１８５/日
	要介護３		４４６/日	８９２/日	１，３３８/日
	要介護４		４９５/日	９９０/日	１，４８５/日
	要介護５		５４９/日	１，０９８/日	１，６４７/日
	要介護１	４時間以上～５時間未満	３６２/日	７２４/日	１，０８６/日
	要介護２		４１４/日	８２８/日	１，２４２/日
	要介護３		４６８/日	９３６/日	１，４０４/日
	要介護４		５２１/日	１，０４２/日	１，５６３/日
	要介護５		５７５/日	１，１５０/日	１，７２５/日
	要介護１	５時間以上～６時間未満	５２５/日	１，０５０/日	１，５７５/日
	要介護２		６２０/日	１，２４０/日	１，８６０/日
	要介護３		７１５/日	１，４３０/日	２，１４５/日
	要介護４		８１２/日	１，６２４/日	２，４３６/日
	要介護５		９０７/日	１，８１４/日	２，７２１/日
	要介護１	６時間以上～７時間未満	５４３/日	１，０８６/日	１，６２９/日
	要介護２		６４１/日	１，２８２/日	１，９２３/日
	要介護３		７４０/日	１，４８０/日	２，２２０/日
	要介護４		８３９/日	１，６７８/日	２，５１７/日
	要介護５		９３９/日	１，８７８/日	２，８１７/日
	要介護１	７時間以上～８時間未満	６０７/日	１，２１４/日	１，８２１/日
	要介護２		７１６/日	１，４３２/日	２，１４８/日
	要介護３		８３０/日	１，６６０/日	２，４９０/日
	要介護４		９４６/日	１，９２８/日	２，８３８/日
	要介護５		１，０５９/日	２，１１８/日	３，１７７/日

（２）各種加算・減算（単位）

第一号通所事業(総合事業)			１割負担	２割負担	３割負担
事業対象者 要支援１	サービス提供体制強化加算Ⅲ1	a	２４/月	４８/月	７２/月
要支援２	サービス提供体制強化加算Ⅲ2		４８/月	９６/月	１４４/月
事業対象者 要支援１ 要支援２	科学的介護推進体制加算		４０/月	８０/月	１２０/月
	送迎減算		－４７ /片道	－９４ /片道	－１４１ /片道
処遇改善加算Ⅱ		e	（基本料金＋a）×9.0％		
地域区分加算		（基本料金＋a）×1.0％※ （基本料金＋e）×1.0％(令和６年６月１日～) （負担分１単位＝10.0 円）			

介護給付			１割負担	２割負担	３割負担
要介護 1～5	入浴介助加算Ⅰ	a	４０/回	８０/回	１２０/回
	サービス提供体制強化加算Ⅲ		６/回	１２/回	１８/回
	個別機能訓練加算Ⅰ２		７６/回	１５２/回	２２８/回
	個別機能訓練加算Ⅱ		２０/月	４０/月	６０/月
	生活機能向上連携加算		１００/月	２００/月	３００/月
	科学的介護推進体制加算		４０/月	８０/月	１２０/月
	送迎減算		－４７ /片道	－９４ /片道	－１４１ /片道
処遇改善加算Ⅱ		e	（基本料金＋a）×9.0％		
地域区分加算		（基本料金＋a）×1.0％※ （基本料金＋e）×1.0％(令和６年６月１日～) （負担分１単位＝10.0 円）			

※加算内容

① 入浴介助加算

入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものです。

② 個別機能訓練加算

機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合算定される加算です。

③ サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算とは、サービス提供体制を特に強化して基準を満たし届出を行った介護事業所に対して算定される加算です。

④ 生活機能向上連携加算

自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリ専門職と連携し、訓練を実施した場合算定される加算です。

⑤ 科学的介護推進体制加算

利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出し算定される加算です。(必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している)

※体調不良等の理由により、サービス提供中に中止をした場合でも、基本料金及び利用した各種加算についてはお支払いいただきます。

※自己負担分額は概算となりますので、実際の料金とは若干異なります。

（３）自費

食事代	７００円～１，０００円/食
ハニークラブ費	２００円/日
おむつ代（リハビリパンツ等）	１００円/枚
プール使用料	３００円/日
行事参加費	行事によって異なる
通常の利用時間を越える利用	通常の利用時間を越えて　５００円/３０分 (最大延長午後5:30まで・送迎は原則家族送迎)
サービス実施地域外の送迎	サービス実施地域から出たところから 燃料代として、１Km/５０円
自費利用の場合	基本料の１０割
カルチャー材料費	内容によって異なる
喫茶代(ケーキ・パン等の軽食)	内容によって異なる

※ハニークラブ費には、施設内通貨「ハニー」を使用して、お茶・水以外のコーヒー・紅茶・ソフトドリンク類の提供等が含まれます。

※食事代は、午前１０時までに申し出がない限り、特別な事情があり昼食を食べられない場合も請求させていただきます。

※上記各種自費は、サービスを受けられた方が対象となります。

9. キャンセル料

利用日の午前８時までにご連絡いただいた場合	無　料
利用日の午前８時までにご連絡いただけなかった場合	基本料金の１０％＋食事代

※ただし、急病による入院等連絡不可能な状況にあった場合は、その限りではありません。

10. お支払いについて

① 体調不良等の理由により、サービス提供中に中止をした場合でも基本料金及び利用した各種加算についてはお支払い頂きます。

② 料金のお支払方法は、１ヶ月ごとに計算し、請求をいたしますので、翌月２７日までにお支払いください。お支払方法は、**口座自動引落し**となります。（月末締・翌月 27 日引落し）入金を確認次第、領収書を発行致します。

③ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、基本料金の全額を一旦お支払いただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

④ 介護保険からの給付額（基本料金）に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

11. プール利用にあたっての禁忌事項

（１） 知覚脱失のある方

（２） あらゆる疾患の急性期

（３） 強い炎症症状や激しい疼痛のある時期

（４） 消化器や骨盤内器官などに出血傾向のある方

（５） 開放創のある方

（６） 排せつが自立されていない方

（７） スタッフ・監視員の指示に従えない方

（８） 刺青・ファッションタトゥー・シールタトゥーのある方

12. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、別紙「利用契約書・第 13 条」に基づき速やかに損害賠償いたします。

13. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等が合った場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡を致します。
緊急時（体調悪化や急変などの非常時）に事業所から連絡がとれるよう、連絡先を 2 カ所登録させて頂きます。施設からは１から順に連絡を入れますが、1 カ所に連絡がとれた場合、以降の連絡先には連絡は致しません。

甲の主治医	氏　名	先生（Dr）
	医療機関の名称 及び診療科	
	所在地	
	電話番号	－　　－

緊急連絡先１	氏　名	続柄＿＿＿＿
	住　所	
	自宅電話番号	－　　－
	携帯電話番号	－　　－
緊急連絡先２	氏　名	続柄＿＿＿＿
	住　所	
	自宅電話番号	－　　－
	携帯電話番号	－　　－

14．サービス向上の為の取り組みと身体拘束について

提供するサービスの改善や、向上を目的に委員会を設置し、会議を開催しています。委員会や会議等の開催については、情報通信機器を活用する場合もあります。

当施設ではサービスの提供にあたり、原則として身体拘束を行いません。また、人員配置上、常につきっきりの介護は困難です。

従って、不測の事態の発生も考えられます。私どもも十分注意して介護にあたり、緊急時には迅速に対応するよう努めて参りますが、ご家族もその点をご理解下さいますようお願い致します。

15．虐待防止について

虐待の発生又はその再発を防止する為、虐待の指針の整備、研修の実施、担当者の設置等の措置を講じます。

16．非常災害対策

①災害時の対応	「非常時対応マニュアル」に基づき対応します。
②防災訓練	「非常時対応マニュアル」に基づき、日中を想定した避難訓練を利用者にも参加して頂き、実施します。
③防災設備	自動火災報知機　屋内消火栓設備　ガス漏れ報知機 火災通報装置　　漏電火災報知器　誘導灯 防火シャッター　非常電源（自家発電設備） カーテン等は、防炎性能のあるものを使用しております。
④業務継続計画の策定	非常災害が発生した場合に、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定の上、研修を実施する措置を講じます。
防火管理者	中根　三枝子

17．感染症対策

①感染発生時の対応	「感染症対策マニュアル」に基づき対応します。
②感染症研修・訓練	研修（感染症の基礎知識、応用研修、食中毒研修） 訓練（防具等の着脱方法、感染者や濃厚接触者に対応 施設内ゾーニングおよび飛沫感染予防の対策）
③感染症対策備品	防具等（サージカルマスク、眼の防具等、ガウン、手袋 消毒液）
④業務継続計画の策定等	感染症が発生した場合に、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定の上、研修を実施する措置を講じます。
⑤衛生管理等	感染症の予防及びまん延の防止に関する取り組みの徹底を求めるため、訓練を実施する措置を講じます。

18．面会、設備、器具等の留意事項

来訪、面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出て下さい。面会時間（10：00～15：30）
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償して頂くことがあります。

19．利用にあたっての留意事項

貴重品の管理	貴重品（金品や高価な衣類・アクセサリー・大切な思い出の品等）につきましては、当施設では責任を負いかねますので、持ち込みはご遠慮下さい。
迷惑行為	ご利用中は、お互いに気持よく過ごすために、以下の迷惑行為はご遠慮ください。 ・騒音となる大きな音を発信したり発声したりすることは、お控えください。 ・他人の誹謗中傷等心無い言動や言いふらし行為は慎んで下さい。
禁止行為	禁止行為が確認された場合、退所（契約の解除）していただくことがございます。 ・決められた場所以外での喫煙 ・サービス従業者または他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行う事 ・利用時に必要不可欠なもので、事業所が必要性を認めた飲食物以外の飲食物の持ち込み。 ・金銭または品物の授受、及びその貸し借り ・他の利用者等の生命、身体および財産を傷つける行為（不当な要求も含む） ・刃物等、人に危害を与える危険物を持ち込む事 ※従業者に対して職務内容を著しく超えた対応を求める事 社会通念上及び公序良俗に反する要望・対応を求める事はご遠慮下さい。
警察への通報	利用者及び家族等その関係者による暴力、迷惑行為が発生した場合は、警察へ通報させて頂く場合があります。

その他	利用者及び家族間のトラブル（金銭関係、相続書類等）に関しては、当事業所は一切関与いたしません。

20.ハラスメント防止

事業所は、性的な言動、著しい迷惑行為、優位な立場を利用した嫌がらせ等のハラスメントの防止等に係る対策、研修、相談体制の整備等の必要な措置を講じます。なお、通常業務の妨げとなる迷惑行為は、契約の解除理由になる場合があります。

21. 特記事項及び留意事項

コミュニティガーデンとうかいではリハビリテーションの効果を高めるために、広い施設内の移動・排せつ・入浴・食事等、ご自分で行えることは、できる限り自己責任・自己管理で行っていただき、生活を営む上で不可欠な基本動作の維持・向上を目指して支援してまいります。

また、火・刃物・針・金槌・のこぎり等をお使いいただき、基本動作に関連した幅広い体験や学習をしていただくことで、ご家庭での生活の質の向上を図ることをねらいとしております。

そのため、不幸にして転倒等の事故や不測の事態の発生も考えられます。私どもも安全管理上、最大限の配慮をし、緊急時には直ちに応急措置や主治医・救急隊への連絡を行う等、迅速に対応をするよう努めてまいりますので、ご利用者・ご家族にも私どもの方針をご了解いただけますようお願いいたします。

22. 広報活動に関する留意事項

コミュニティガーデンとうかいでは、広報活動の一環として、施設での活動の様子を写真や動画に撮影させて頂いております。撮影画像につきましてはコミュニティガーデンとうかいのウェブサイト（ホームページ、ブログ等）や印刷物（広報紙、パンフレット等）にて紹介させて頂く場合がございます。画像の使用につきましては、施設の広報に関する事のみに限定し、写っている方のお名前などの個人情報は一切公表致しません。以上のことを踏まえ、ウェブサイトへの写真・動画等の掲載と印刷物への写真・動画等の掲載についての可否をご記入ください。ウェブサイトで公開された後、画像の削除をご希望される場合は、お手数ですが下記の連絡先までお願い致します。また印刷物については、速やかに対応できない場合がございますので予めご了承ください。

担当者：中根　三枝子
電　話：029-306-1901　　FAX：029-306-1903

■ウェブサイトへの写真・動画等の掲載　　・許可する　　・許可しない
■印刷物への写真・動画等の掲載　　・許可する　　・許可しない

利用にあたり「重要事項説明書」を受領し重要事項内容に関して
担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で署名捺印します。
重要事項説明書は２通作成し、甲らと乙が１通ずつ保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

甲１（利用者）
住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

甲２（代理人）
住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿続柄＿＿＿＿㊞

乙（事業所）
事業所名　コミュニティガーデンとうかい
事業所住所　那珂郡東海村舟石川 607－68
管理者　中根　三枝子　　㊞

説明者
コミュニティガーデンとうかい

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

コミュニティガーデンとうかい　料金表

第1号通所事業（要支援・事業対象者）

（1）利用料

		大規模型通所介護（Ⅱ） 保険給付サービス基本料金 （送迎費含む）		
		1割自己負担分	2割自己負担分	3割自己負担分
第1号通所事業	要支援1/事業対象者	1,798　円／月	3,596 円／月	5,394 円／月
	要支援2/事業対象者	3,621　円／月	7,242 円／月	10,863 円／月
ひたちなか市	要支援2(週1回程度)	1,998　円／月	3,996 円／月	5,994 円／月
東海村、水戸市、城里町	要支援1（1～4回）	436　円／回	872 円／回	1,308 円／回
	要支援2（5～8回）	447　円／回	894 円／回	1,341 円／回

※東海村、水戸市、城里町の方で、要支援1の方で5回／月、要支援2の方で9回／月利用の場合は、月額の料金となります。

※ご自宅から当事業所との間の送迎を行わない場合は、自己負担割合が1割の方は片道47円、2割の方は片道94円、3割の方は141円を基本料金から減算いたします。

※営業時間16:00を超えて利用された場合は超過料金をご請求致します。

（2）各種加算

		1割自己負担分	2割自己負担分	3割自己負担分
第1号通所事業	サービス提供体制強化加算Ⅲ1	24 円／月	48 円／月	72 円／月
	サービス提供体制強化加算Ⅲ2	48 円／月	96 円／月	144 円／月
	生活機能向上グループ活動加算	100 円／月	200 円／月	300 円／月
	科学的介護推進体制加算	40 円／月	80 円／月	120 円／月

※「処遇改善加算（Ⅱ）」が別途加算されます。

※自己負担分額は概算となりますので、実際の料金とは若干異なります。

（3）実費

食事代	（ランチ）	700円／食
	（限定食）	700～1,000円／食
ハニークラブ費		200円／日
プール使用料		300円／日

※上記の他、カルチャー材料費・喫茶代(ｹｰｷ･ﾊﾟﾝ等の軽食)・おむつ代等必要となる諸費用は実費となります。

※ハニークラブ費には、施設内通貨「ハニー」を使用して、お茶・水以外のコーヒー・紅茶・ソフトドリンク類の提供等が含まれます。

※送迎はサービス実施地域（東海村・日立市・ひたちなか市・那珂市・水戸市・常陸太田市）にお住まいの方は基本料に含まれておりますが、それ以外の地域の方は通常のサービス実施地域を越えた地点から1kmにつき50円の交通費の実費が必要です。

ケアレジデンス
コミュニティガーデンとうかい
Tel：029-306-1901
Fax：029-306-1903
住所：茨城県那珂郡東海村舟石川607-68

コミュニティガーデンとうかい　料金表

介護給付（要介護1～5）

（1）利用料

			大規模型通所介護（Ⅱ） 保険給付サービス基本料金 （送迎費含む）		
			1割自己負担分	2割自己負担分	3割自己負担分
介護給付	7時間以上～8時間未満 9：00～16：00	要介護1	607 円／日	1,214 円／日	1,821 円／日
		要介護2	716 円／日	1,432 円／日	2,148 円／日
		要介護3	830 円／日	1,660 円／日	2,490 円／日
		要介護4	946 円／日	1,892 円／日	2,838 円／日
		要介護5	1,059 円／日	2,118 円／日	3,177 円／日
	5時間以上～6時間未満 11：00～16：00	要介護1	525 円／日	1,050 円／日	1,575 円／日
		要介護2	620 円／日	1,240 円／日	1,860 円／日
		要介護3	715 円／日	1,430 円／日	2,145 円／日
		要介護4	812 円／日	1,624 円／日	2,436 円／日
		要介護5	907 円／日	1,814 円／日	2,721 円／日
	4時間以上～5時間未満 9：00～13：00	要介護1	362 円／日	724 円／日	1,086 円／日
		要介護2	414 円／日	828 円／日	1,242 円／日
		要介護3	468 円／日	936 円／日	1,404 円／日
		要介護4	521 円／日	1,042 円／日	1,563 円／日
		要介護5	575 円／日	1,150 円／日	1,725 円／日

※ご自宅から当事業所との間の送迎を行わない場合は、自己負担割合が1割の方は片道47円、2割の方は片道94円、3割の方は141円を基本料金から減算いたします。

※営業時間16:00を超えて利用された場合は超過料金をご請求致します。

（2）各種加算

		1割自己負担分	2割自己負担分	3割自己負担分
介護給付	入浴加算（Ⅰ）	40 円／日	80 円／日	120 円／日
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 円／日	12 円／日	18 円／日
	個別機能訓練加算（Ⅰ）2	76 円／日	152 円／日	228 円／日
	個別機能訓練加算（Ⅱ）	20 円／月	40 円／月	60 円／月
	生活機能向上連携加算Ⅱ2	100 円／月	200 円／月	300 円／月
	科学的介護推進体制加算	40 円／月	80 円／月	120 円／月

※各種加算は、サービスを受けられた方が対象となります。

※「処遇改善加算（Ⅱ）」が別途加算されます。

※自己負担分額は概算となりますので、実際の料金とは若干異なります。

（3）実費

食事代	（ランチ）	700円／食
	（限定食）	700～1,000円／食
ハニークラブ費		200円／日
プール使用料		300円／日

※上記の他、カルチャー材料費・喫茶代(ｹｰｷ･ﾊﾟﾝ等の軽食)・おむつ代等必要となる諸費用は実費となります。

※ハニークラブ費には、施設内通貨「ハニー」を使用して、お茶・水以外のコーヒー・紅茶・ソフトドリンク類の提供等が含まれます。

※送迎はサービス実施地域（東海村・日立市・ひたちなか市・那珂市・水戸市・常陸太田市）にお住まいの方は基本料に含まれておりますが、それ以外の地域の方は通常のサービス実施地域を越えた地点から1kmにつき50円の交通費の実費が必要です。

ケアレジデンス
コミュニティガーデンとうかい
Tel：029-306-1901
Fax：029-306-1903
住所：茨城県那珂郡東海村舟石川607-68